



発行 東京都

目次

訓令

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………(総務局人事部職員支援課)……………一
- 告示
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………三
- 森林法第八十九条の掲示……………(産業労働局農林水産部森林課)……………四
- 港湾施設の供用廃止……………(港湾局港湾経営部経営課)……………五

訓令(教)

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……………五

規程(交)

- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………九

規程(水)

- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一〇
- 東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程(下水)

訓令(議)

- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………六
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六
- 肥料検査成績の公表……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)……………九

正誤

- 平成二十七年十二月二十五日付雑報(東京都職員共済組合規則第三号)……………五
- 平成二十七年十二月二十五日付雑報(東京都職員共済組合規則第五号)……………五
- 平成二十八年二月三日付東京都告示第百二十八号……………五

訓令

- 東京都訓令第三号……………

庁中一般

- 支 業 所 庁
- 事 業 所 庁
- 取用委員会事務局
- 労働委員会事務局

職員は勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

第二条第一項中「以下この条」を「次項」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第六条第一項中「又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」を削る。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第二条関係）

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、総務局長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型（午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。）又は午後休憩型（正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。）のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	

別記様式（表）中

②付	本与	年日	の数
		日	日
		日	日

を

②付	本与	年日	の数
		日	時間
		日	時間
		日	時間

に改める。

附 則

- この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告 示

### ●東京都告示第二百五十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

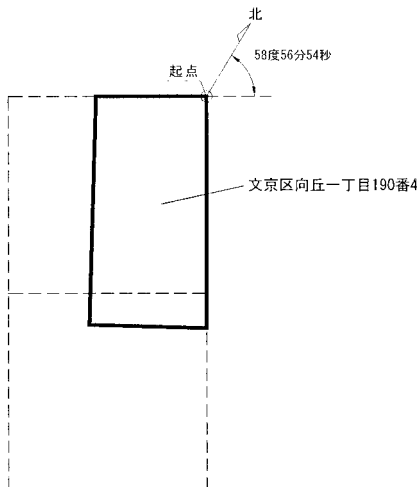
平成二十八年二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区向丘一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地・筆境界線
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線

〈起点〉  
 起点は、文京区向丘一丁目190番4の最北端とする。

〈格子の回転角度:58度56分54秒〉  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十一号

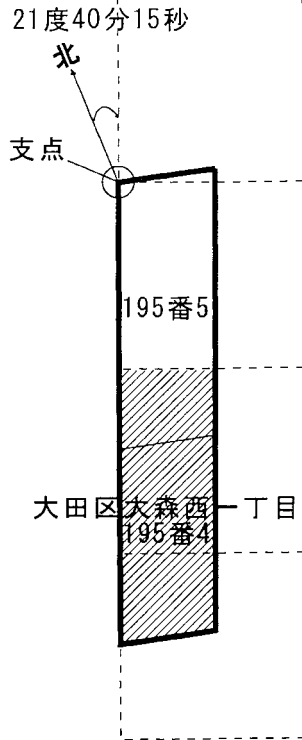
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千三百九十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区大森西一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、大田区大森西一丁目195番5の最北端とする。

【格子の回転角度（21度40分15秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字人里六七六四番	安藤昭男 安藤圭之	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千六百八十五号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字藤原九一一五番一	小泉優里恵	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千七百十五号のとおり。

おり。

●東京都告示第二百五十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十八年二月二十九日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。  
平成二十八年二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	規模	構造	所在地
港湾労働者用憩所	港湾労働者憩所	延床面積四七二・九八平方メートル	鉄筋コンクリート造二階建	中央区晴海四丁目二番二十四号
厚生施設		敷地面積三九五・四五平方メートル		

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 事 務 所  
教 育 行 出 張 所  
教 育 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

東京都教育委員会

第二条第一項中「別表第三」を「別表第二」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「教育長」を「東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「又は第二項(同条第三項において準用する同条第二項を含む。)」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、教育長が別に定める職員については、命令権者はそれぞれの職場について、午前休憩型(午前十一時から正午まで又は正午から午後一時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。) 又は午後休憩型(正午から午後一時まで又は午後一時から午後二時までのいずれかの時間を休憩時間とする型をいう。)(のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	

別表第二を削り、別表第三を次のように改める。

別表第二(第六条関係)

部課事業所	種 別	正 規 の 勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
総務部教育情報課	教育情報課に勤務する職員	時限は、次のとおりとする。 その割振りは、課長が定める。 (一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四十五分まで	勤務時間中一時間とし、課長が定める。	日曜日及び土曜日とする。

<p>東京都教育庁 大島出張所 東京都教育庁 三宅出張所 東京都教育庁</p>	<p>東京都多摩教 育事務所</p>	
<p>出張所に勤 務する職員</p>	<p>事務所に勤 務する職員</p>	
<p>時限は、次のとおりとする。 その割振りは、所長が定める。 (一) 午前七時三十分から午後 四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四 十五分まで</p>	<p>時限は、次のとおりとする。 その割振りは、所長が定める。 (一) 午前七時三十分から午後 四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四 十五分まで (三) 午前八時三十分から午後 五時十五分まで (四) 午前九時から午後五時四 十五分まで (五) 午前十時から午後六時四 十五分まで</p>	<p>(三) 午前八時十五分から午後 五時まで (四) 午前八時三十分から午後 五時十五分まで (五) 午前九時から午後五時四 十五分まで (六) 午前九時三十分から午後 六時十五分まで (七) 午前十時から午後六時四 十五分まで</p>
<p>勤務時間中 一時間とし、 その時限は、 所長が定め る。</p>	<p>勤務時間中 一時間とし、 その時限は、 所長が定め る。</p>	
<p>日曜日及 び土曜日</p>	<p>日曜日及 び土曜日</p>	

<p>東京都教職員 研修センター</p>	<p>東京都東部学 校経営支援セ ンター 東京都中部学 校経営支援セ ンター 東京都西部学 校経営支援セ ンター</p>	<p>八丈出張所</p>
<p>センターに 勤務する職 員</p>	<p>センター 勤務する職 員</p>	
<p>時限は、次のとおりとする。 その割振りは、所長が定める。 (一) 午前七時三十分から午後 四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四 十五分まで (三) 午前八時三十分から午後 五時十五分まで (四) 午前九時から午後五時四 十五分まで</p>	<p>時限は、次のとおりとする。 その割振りは、所長が定める。 (一) 午前七時三十分から午後 四時十五分まで (二) 午前八時から午後四時四 十五分まで (三) 午前八時三十分から午後 五時十五分まで (四) 午前九時から午後五時四 十五分まで (五) 午前十時から午後六時四 十五分まで</p>	<p>十五分まで (三) 午前八時三十分から午後 五時十五分まで (四) 午前十時から午後六時四 十五分まで</p>
<p>勤務時間中 一時間とし、 その時限は、 所長が定め る。</p>	<p>勤務時間中 一時間とし、 その時限は、 所長が定め る。</p>	
<p>日曜日及 び土曜日</p>	<p>日曜日及 び土曜日</p>	

<p>東京都教育相談センター</p>	<p>次長及び教育相談業務に従事する職員(以下「次長等」という。)</p>	<p>(五) 午前十時から午後六時四十五分まで</p>	<p>勤務時間中</p>	<p>四週間を</p>
<p>次長等以外の職員</p>	<p>四週間を通じ一週間について平均三十八時間四十五分勤務するものとし、時限は、次のとおりとする。その割振りは、所長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p> <p>(三) 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>(四) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(五) 午前十時から午後六時四十五分まで</p> <p>(六) 午後零時三十分から午後九時十五分まで</p>	<p>勤務時間中</p>	<p>四週間を</p>	
<p>時限は、次のとおりとする。その割振りは、所長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p> <p>(三) 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p>	<p>日曜日及び土曜日とする。</p>	<p>勤務時間中</p>	<p>四週間を</p>	
<p>東京都立中央図書館</p>	<p>サービス部長、企画経営課長、資料管理課長及び情報サービス課に勤務する職員(以下「サービス部長等」という。)</p>	<p>(四) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(五) 午前十時から午後六時四十五分まで</p>	<p>勤務時間中</p>	<p>四週間を</p>
<p>総務課に勤務する職員</p>	<p>四週間を通じ一週間について平均三十八時間四十五分勤務するものとし、時限は、次のとおりとする。その割振りは、館長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p>	<p>勤務時間中</p>	<p>四週間を</p>	
<p>時限は、次のとおりとする。その割振りは、館長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p>	<p>日曜日及び土曜日とする。</p>	<p>勤務時間中</p>	<p>四週間を</p>	

東京都立多摩図書館	図書館に勤務する職員	<p>四週間を通じ一週間について平均三十八時間四十五分勤務するものとし、時限は、次のとおりとする。その割振りは、館長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後</p>	勤務時間中	四週間を
サービス部長等及び総務課に勤務する職員以外の職員		<p>時限は、次のとおりとする。その割振りは、館長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p> <p>(三) 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>(四) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(五) 午前十時から午後六時四十五分まで</p>	勤務時間中	四週間を
		<p>時限は、次のとおりとする。</p> <p>(六) 午後零時三十分から午後九時十五分まで</p> <p>(七) 午前八時三十分から午後四時十五分まで</p>	勤務時間中	四週間を
		日曜日及び土曜日とする。		
東京都立多摩社会教育会館	会館に勤務する職員	<p>四週間を通じ一週間について平均三十八時間四十五分勤務するものとし、時限は、次のとおりとする。その割振りは、館長が定める。</p> <p>(一) 午前七時三十分から午後四時十五分まで</p> <p>(二) 午前八時から午後四時四十五分まで</p> <p>(三) 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>(四) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(五) 午前十時から午後六時四十五分まで</p>	勤務時間中	四週間を
		<p>時限は、次のとおりとする。</p> <p>(六) 午前十時から午後六時四十五分まで</p> <p>(七) 午前十時三十分から午後七時十五分まで</p>	勤務時間中	四週間を



十五分まで
(六) 午後零時四十五分から午後九時三十分まで

備考 再任用短時間勤務職員に対する本表の規定の適用については、本表中「三十八時間四十五分」とあるのは「三十一時間」と、「八日」とあるのは「十二日」とし、本表（東京都立中央図書館の項を除く。）中「日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日、土曜日及び所長が定める月曜日から金曜日までの五日間のうちの一日」とし、本表東京都立中央図書館の項中「日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日、土曜日及び館長が定める月曜日から金曜日までの五日間のうちの一日」とする。

別記様式(表中)

② 付	本与	年日	の数	日	日	日

を

② 付	本与	年日	の数	時間	時間	時間
				日	日	日

に改める。

附則

- この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程(交)

● 交通局規程第六号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

東京都交通局長 塩 見 清 仁  
 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条中「又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」を削り、「これら」を「同項」に改める。

第九条の四第一項中「、第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」を削る。

第十三条第二項第一号中「又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」を削る。

第三十一条第一項中「又は第二項（同条第三項において準用する同条第二項を含む。）」を削る。

別表第二普通勤務の部イの項正規の勤務時間の欄を次のように改める。

(一) 本庁に勤務する職員

- 午前七時三十分から午後四時十五分まで
- 午前八時から午後四時四十五分まで
- 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 午前九時から午後五時四十五分まで
- 午前九時三十分から午後六時十五分まで
- 午前十時から午後六時四十五分まで

(二) 事業所に勤務する職員

- 午前七時三十分から午後四時十五分まで
- 午前八時から午後四時四十五分まで

- (3) 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- (4) 午前九時から午後五時四十五分まで

別表第二の二を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 規程(水)

#### ●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「係の事務又は」を削る。

第四条第二項及び第三項を削り、第六項中「又は別表第一の二種別一及び二」を削り、第四項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条第一項中「又は別表第一の二種別三」を削る。

第七条第一項中「又は別表第一の二種別三」を削る。

第十一条第二項中「第五項」を「第三項」に改める。

第二十六条の三第一項中「又は小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条関係)

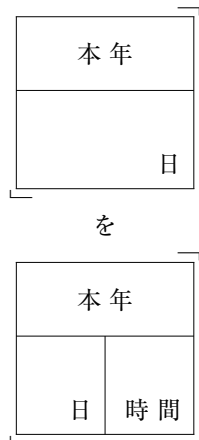
種別	正規の勤務時間	休憩時間	休息時間
----	---------	------	------

二 給水	二 交替勤務	(一)については正午か	(一)については、原則
一 水運 用セン ター、 浄水管 理事務 所及び 浄水場 に勤務 する職 員で所 属長が 指名し たもの	三 交替勤務 (一) 午後八時十五分 から翌日の午前九 時十五分まで。た だし、事務引継を 必要としない場合 は、午後八時三十 分から翌日の午前 九時三十分まで (二) 次のいずれか ア 午前八時から 午後四時四十五 分まで イ 午前八時三十 分から午後五時 十五分まで ウ 午前九時から 午後五時四十五 分まで (三) 午後四時三十分 から午後九時まで。 ただし、事務引継 を必要としない場 合は、午後四時か ら午後八時三十分 まで	(一)については午前零 時四十五分から午前一 時四十五分まで及び午 前七時から午前七時三 十分まで又は午前一時 四十五分から午前二時 四十五分まで及び午前 七時三十分から午前八 時までの二種、(二)につ いては正午から午後一 時まで又は午後一時か ら午後二時までの二種、 (三)については午後六時 三十分から午後七時ま で又は午後七時十五分 から午後七時四十五分 までの二種とし、所属 長が所属職員を二班に 編成して割り振る。	(一)については午後八 時三十分から翌日の午 前零時四十五分までの 時間内に、(二)につ いては原則休憩時間を前後 して長時間の勤務時間 の途中に、(三)につ いては正規の勤務時間内 に、所属長が十五分割り 振る。ただし、正規の勤 務時間の始め又は終わ りに置くことはできな い。

別表第一の二を削る。

部水道 緊急隊 に勤務 する職 員で所 属長が 指名し たもの	(一) 次のいずれか ア 午前八時から午後四時四十五分まで イ 午前八時三十分から午後五時十五分まで ウ 午前九時から午後五時四十五分まで (二) 午後四時十五分から翌日の午前九時四十五分まで	午後一時まで又は午後一時から午後二時までの二種、(二)については午後七時から午後七時三十分まで、午前三時から午前四時まで及び午前六時四十五分及び午前七時十五分まで又は午後六時三十分から午後七時まで、午後十一時から翌日の午前零時まで及び午前六時十五分から午前六時四十五分までの二種とし、所属長が所属職員を二班に編成して割り振る。	休憩時間を前後して長時間の勤務時間の途中に、所属長が十五分割り振る。ただし、正規の勤務時間の始め又は終わりに置くことはできない。(二)については、午後八時十五分から翌日の午前零時十五分まで又は午前零時十五分から午前四時十五分までの間に、所属長が十五分割り振る。
三 前二 号に掲 げる職 員以外 の職員	次のいずれか ア 午前八時から午後四時四十五分まで イ 午前八時三十分から午後五時十五分まで ウ 午前九時から午後五時四十五分まで	正午から午後一時まで。ただし、所属長が業務上必要と認めた場合であつて、あらかじめ定める順序及び日割りに従い指名する者については、午後一時から午後二時まで	

別記第二号様式(表)中



附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

東京都水道局長 醍 勇 司

改正する規程  
東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第七項」を「第五項」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

平成二十八年二月二十六日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和二十八年東京都水道局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一の項支給範囲の欄中「又は別表第一の二種別1及び種別2」を削り、同項支給範囲の欄中「又は別表第一の二種別1」を削り、同表二の項支給範囲の欄中「職業係(営業第1係及び営業第2係を含む。)、課長代理(又兼業務担当)、又納係又は検針係(検針第1係及び検針第2係を含む。以下同じ。)」を削る。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

東京都下水道局長 石原 清 次

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第八条の二中「第三十九条第三項」を「第三十九条第五項」に改める。

第九条中「、第二項若しくは第三項」を削る。

第十条第一項中「から第三項まで」を削る。

第十一条第二項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改める。

第二十六条の三第一項中「又は小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条関係)

種別	正規の勤務時間	休憩時間	休息時間
ポンプ及び諸機 械運転の業務に従事する職員のうち 日勤の職員	一 午前八時から午後四時四十五分まで 二 午前八時三十分から午後五時十五分まで 三 午前九時から午後五時四十五分まで	六十分とし、 所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	十五分とし、 所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。
ポンプ及び諸機 械運転の業務に従事する職員のうち 三交替勤務の職員	一 三交替勤務 (一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで (二) 午前八時から午後四時四十五分まで (三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで 二 三交替勤務 (一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで (二) 午前八時三十分から午後五時十五分まで	六十分とし、 所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとする。	十五分とし、 所属長が正規の勤務時間の途中に割り振るものとはできない。

<p>(三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで</p> <p>三 三交替勤務</p> <p>(一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで</p> <p>(二) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで</p>	<p>前二項に掲げる職員以外の職員</p>
<p>(三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで</p> <p>三 三交替勤務</p> <p>(一) 午前零時四十五分から午前九時三十分まで</p> <p>(二) 午前九時から午後五時四十五分まで</p> <p>(三) 午後四時から翌日の午前零時四十五分まで</p>	<p>一 午前八時から午後四時四十五分まで</p> <p>二 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>三 午前九時から午後五時四十五分まで</p>
<p>正午から午後一時まで。ただし、局長が業務上必要と認めた場合であつて、所属長があらかじめ定める順序及び日割りに従い指名する者については、午後一時から午後二時まで</p>	<p>正午から午後一時まで。ただし、局長が業務上必要と認めた場合であつて、所属長があらかじめ定める順序及び日割りに従い指名する者については、午後一時から午後二時まで</p>

別表第一の二を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「別表第一又は別表第一の二」を「別表第一」に、「別表第一又は別表第一の二」を「が同表」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に始まる勤務について適用する。

訓 令 (議)

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会 議会局

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

東京都議会 川井しげお

第四条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第七条第一項中「又は第二項(同条第三項において準用する同条第二項を含む。)」

を削る。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表(第四条関係)

正規の勤務時間の割振り	休憩時間
午前七時三十分から午後四時十五分まで	正午から午後一時まで
午前八時から午後四時四十五分まで	
午前八時三十分から午後五時十五分まで	
午前九時から午後五時四十五分まで	
午前九時三十分から午後六時十五分まで	
午前十時から午後六時四十五分まで	

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Living in Peace

三 代表者の氏名

慎 泰俊

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区月島四丁目十四番十一・九〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本を含む世界の貧困問題に関する情報を広く集め、フォーラムの開催、書籍の出版及び翻訳を通して、貧困問題について広く一般市民を対象とした啓発・普及活動を行い、同時に、教育現場での講義・講演、児童の生活環境の整備への支援、児童への教育機会・成長機会の提供等の児童への働きかけを行い、世界の貧困削減及び児童の機会の平等を通じた日本の貧困削減に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなるの会

三 代表者の氏名

滝沢 景子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋五丁目四十九番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域生活の支援活動をおし、子どもから大人まで、誰もがいきいきと主人らしく関われる地域づくり、誰もが大切にされる社会発展の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みなづき会

三 代表者の氏名

小見山 政男

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区西新井三丁目十番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く精神に障害を持つ人達を対象として、地域で自立して生活していける社会の実現を図る為、生活にかかわる援助や就労にかかわる援助事業、障害を持つ人々の暮らしやすい街づくりに関する事業および政策提言活動などに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本クリケット協会

三 代表者の氏名

<p>今村 圭</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山三丁目十一番十四号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、我が国におけるクリケット競技界を統括し、代表する団体として、フェアプレイ精神に基づき、我が国におけるクリケット競技の普及及び振興に関する事業を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人福祉カフェテリア</p> <p>三 代表者の氏名 林 幹高</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都日野市日野本町二丁目二十番地の八</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、加齢、心身の障がい、またはその他の理由により日常生活を送る上での困難を持つ人々を対象に、特定非営利活動法人として様々な福祉サービスを提供し、以ってすべての人々が住み慣れた地域で心豊かに住み続けることができる社会作りをめざすことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人OCEAN&amp;FIELD</p> <p>三 代表者の氏名 飯沼 誠司</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山五丁目六番九号 サウス青山マンション四〇五号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民や老若男女に対してスポーツを楽しむことの理解を広げ、スポーツイベント、各種スクールなどを開催することで地域スポーツの振興及び地域の子どもの健全育成を図り、豊かなスポーツライフの実現とそれを通じた地域の活性化に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Hana倶楽部運営委員会</p> <p>三 代表者の氏名 石谷 洋一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座一丁目二十四番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、老人クラブの活動支援事業を通じて健全な高齢者の積極的な社会参加を支援し、かつ、介護が必要な高齢者及び子ども、身体に障害を持った人々に対して、介護並びに福祉に関する事業を行うことにより、す</p>	<p>べての人が健やかで快適な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アビュイ</p> <p>三 代表者の氏名 武内 典恵</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都多摩市鶴牧五丁目二十八番地の十九</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、家庭の様々な事情、あるいは発達上の様々な特性により、学校や公共機関の制度では対応しきれない学習面または生活面の課題を抱える子どもとその家族を対象として、個々のニーズに応じた学習支援、および大人と安心して触れ合いながら社会性を養える場を地域で保証することや、子育て支援を通して、地域の子どもたちが、社会で生活していくために必要な基礎的学力と、自己肯定感を持って成長していくこと、および家族が安心して生活できる地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブロードバンド・アンシエーショ</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十七日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十八日</p>	<p>二 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十九日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十九日</p>	<p>二 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十九日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十九日</p>

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 山下 徹</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こころプラネット</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月一日</p>	<p>その骨子は「ブロードバンドを新しい時代のコミュニケーション・プロデュースし、利用者のためになる新規のビジネスの育成や市民生活を豊かにするためのサポート」とを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ブロードバンドが社会を変革していく中核的インフラとしての可能性に期待が高まるなか、実際に使って下さる方々に喜んで頂け、市民生活の様々な場面でコミュニケーションに役立つモデル構築のための調査・研究をし、新しい時代にマッチした産業の創出とネットワーク社会の確立により、市民生活の向上に寄与すべく設立される。</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田四丁目一番二十七号 株式会社グループバルエース内</p> <p>三 代表者の氏名 山下 徹</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こころプラネット</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月一日</p>
<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 野崎 恵子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こころプラネット</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月二日</p>	<p>この法人は、未来のグローバル人材を育成するために国内外の子供たちの学校教育支援事業と人材育成教育支援事業、そして日本国内を始めとした高齢者・障害者の介護介助支援等の社会福祉活動を行い、前向きに生きるための理念のもと、よりよい地域づくりの促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般の人々に対し、プラネタリウム等、科学教育施設の運営支援や天文・科学普及啓発の為にイベントなどを通じて、天文学を主とした科学全般への興味を喚起し、人のこころを柱とした心のこもった科学教育の普及・啓発活動を行い、その振興と進歩ある健全な社会作りに貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区二番町五番地二 麹町駅プラザ九階</p> <p>三 代表者の氏名 山下 徹</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人レイマールLEIMMA</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月一日</p>
<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 野崎 恵子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こころプラネット</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月二日</p>	<p>この法人は、未来のグローバル人材を育成するために国内外の子供たちの学校教育支援事業と人材育成教育支援事業、そして日本国内を始めとした高齢者・障害者の介護介助支援等の社会福祉活動を行い、前向きに生きるための理念のもと、よりよい地域づくりの促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者(児)に対して、働く場所を確保するとともに、生活訓練を通じ、心身の発達とその能力に応じた社会的自立を促し、もって障害者(児)が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国立市西二丁目二十番地の十 第二村上ビル二F</p> <p>三 代表者の氏名 高村 哲夫</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国立ルピナス</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十日</p>



<p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区赤羽一丁目十九番十二号 鍵屋総合ビル二〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、本邦に居住する者に対して、日本語・中国語・韓国語等に関する学習・交流情報の提供に関する事業を行い、本邦に居住する者の語学学習の環境改善と質の向上を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本BBS連盟</p> <p>三 代表者の氏名 戸田 信久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 本連盟は、非行に陥った少年の改善更生、又は社会生活への適応に困難を抱える少年の自立を支援し、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す運動(以下「BBS運動」という。)であり、それに取り組む会員の連絡調整及びその活動の充実並びにBBS運動の強化発展を支援し、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市国領町三丁目四番地四十一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は教育機関及び一般市民に対して、自然災害、暴動、政治的混乱、その他の危機的な状況下において、地図情報を迅速に作成・共有するクライシスマッピング活動を中心とした事業を行い、学校教育分野、一般社会における情報化の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人紡希の杜</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 昂</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川四丁目二十番一号 イトクリエイトビル九階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、大学など多様な機関、保護者と協力することにより、「不安など情緒的混乱」「無気力」といった不登校の児童・生徒が抱える主な原因を解消するため</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区新井二丁目一番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、全国の医療及び介護に係る連携実務者を対象として、学習や意見交換の場の提供、連携実務者ネットワーク活動に関する情報の提供、相談窓口の設置、ネットワーク活動の組織運営支援等の事業を通じて、全国の連携実務者の業務の質を高めることにより、より良い医療及び介護サービスを国民が享受できる、豊かな保健医療福祉社会の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十六日</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市国領町三丁目四番地四十一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は教育機関及び一般市民に対して、自然災害、暴動、政治的混乱、その他の危機的な状況下において、地図情報を迅速に作成・共有するクライシスマッピング活動を中心とした事業を行い、学校教育分野、一般社会における情報化の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人紡希の杜</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 昂</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川四丁目二十番一号 イトクリエイトビル九階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、大学など多様な機関、保護者と協力することにより、「不安など情緒的混乱」「無気力」といった不登校の児童・生徒が抱える主な原因を解消するため</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市国領町三丁目四番地四十一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は教育機関及び一般市民に対して、自然災害、暴動、政治的混乱、その他の危機的な状況下において、地図情報を迅速に作成・共有するクライシスマッピング活動を中心とした事業を行い、学校教育分野、一般社会における情報化の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人紡希の杜</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 昂</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川四丁目二十番一号 イトクリエイトビル九階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、大学など多様な機関、保護者と協力することにより、「不安など情緒的混乱」「無気力」といった不登校の児童・生徒が抱える主な原因を解消するため</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区新井二丁目一番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、全国の医療及び介護に係る連携実務者を対象として、学習や意見交換の場の提供、連携実務者ネットワーク活動に関する情報の提供、相談窓口の設置、ネットワーク活動の組織運営支援等の事業を通じて、全国の連携実務者の業務の質を高めることにより、より良い医療及び介護サービスを国民が享受できる、豊かな保健医療福祉社会の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十六日</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市国領町三丁目四番地四十一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は教育機関及び一般市民に対して、自然災害、暴動、政治的混乱、その他の危機的な状況下において、地図情報を迅速に作成・共有するクライシスマッピング活動を中心とした事業を行い、学校教育分野、一般社会における情報化の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人紡希の杜</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 昂</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川四丁目二十番一号 イトクリエイトビル九階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、大学など多様な機関、保護者と協力することにより、「不安など情緒的混乱」「無気力」といった不登校の児童・生徒が抱える主な原因を解消するため</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市国領町三丁目四番地四十一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は教育機関及び一般市民に対して、自然災害、暴動、政治的混乱、その他の危機的な状況下において、地図情報を迅速に作成・共有するクライシスマッピング活動を中心とした事業を行い、学校教育分野、一般社会における情報化の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人紡希の杜</p> <p>三 代表者の氏名 齋藤 昂</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川四丁目二十番一号 イトクリエイトビル九階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、大学など多様な機関、保護者と協力することにより、「不安など情緒的混乱」「無気力」といった不登校の児童・生徒が抱える主な原因を解消するため</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区新井二丁目一番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、全国の医療及び介護に係る連携実務者を対象として、学習や意見交換の場の提供、連携実務者ネットワーク活動に関する情報の提供、相談窓口の設置、ネットワーク活動の組織運営支援等の事業を通じて、全国の連携実務者の業務の質を高めることにより、より良い医療及び介護サービスを国民が享受できる、豊かな保健医療福祉社会の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月二十六日</p>

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国文字通訳研究会

三 代表者の氏名

長谷川 洋

四 主たる事務所の所在地

東京都狛江市和泉本町一丁目二十六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者の「知る権利」を守り、社会参加を促進するために、文字による情報保障について研究し、要約のみならず、「話し手」の話に追従できる文字通訳者を養成し、派遣につなげていくための事業を行い、文字通訳の全国的普及の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しながわ花海道

三 代表者の氏名

高林 正敏

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井四丁目七番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、春の菜の花、秋のコスモスの花壇づくりにより、勝島運河護岸のしながわ花海道の維持運営の活動を通して、広く一般市民を対象として河川の環境改善のための活動を行い、しながわ花海道の観光資源としての魅力を高め、街のにぎわいづくりに貢献するとともに、

地域の憩いの場を提供する。

また勝島運河周辺地区の街づくりの課題の解決のための街おこし活動を推進し、安心して暮らせる潤いのある地域社会づくりに貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人S R F Wings

三 代表者の氏名

高橋 光代

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市柗田町五百五十番地十三

五 定款に記載された目的

この法人は、創価教育学体系を基本とした、児童の教育並びに福祉の増進に努め、さらに、その精神を基とした人権擁護、国際協力、男女平等社会の更なる発展に向け、広く地域社会へ教育啓蒙・啓発活動を行い、世界の平和と人類の幸福に貢献・寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二

百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人まほろば教育事業団

二 代表者の氏名

畠山 圭一

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神山町二十四番十一号 ガーデニア神山

二〇二

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月二十六日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

府中市若松町二丁目四十三番 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

三十三 東村山市秋津町一丁目十八番 西東京市芝久保町四丁目二

十八、秋津町二丁目三十六番 十六番三号 株式会社東栄住宅

二及び同番十二 代表取締役 西野 弘

肥料検査成績の公表について

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

平成28年1月分

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	株式会社 五十嵐商会	リヴァイブ練馬	2.8	3.2	1.2	4	37	1.4	16	7.2	

- （注） 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量  
 C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。

平成28年2月26日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路放射第5号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所 }  
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり

6 裁決手続開始決定年月日 平成28年2月12日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都杉並区久我山三丁目	661番1	宅地	1171.43	—	81.79	別図のとおり

別記2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
高木 正輝 (持分 35436 分の 595)	東京都杉並区久我山五丁目 30番21-102号 パークハウス久我山				
徳光 生子 (持分 35436 分の 960)	東京都杉並区久我山三丁目 7番32号				
登記名義人 澁谷 紀昭 (登記簿上の持分 35436 分の 435) ただし、同人は平成 23 年 12 月 23 日死亡 法定相続人は澁谷榮、澁谷紀之及び竹島 恵里である。	最後の住所 東京都杉並区久我山三丁目 5番16号				
澁谷 榮 (法定相続分 70872 分の 435)	東京都杉並区久我山三丁目 5番16号				
澁谷 紀之 (法定相続分 141744 分の 435)	東京都練馬区豊玉中二丁目 15番8-304号				
竹島 恵里 (法定相続分 141744 分の 435)	東京都小平市喜平町一丁目 13番33-3号				
床次 紀久子 (持分 35436 分の 921)	東京都多摩市豊ヶ丘一丁目 53番地 8-102				
長屋 潔 (持分 35436 分の 2450)	東京都練馬区関町東一丁目 8番24号				
登記名義人 町山 保男 (登記簿上の持分 35436 分の 899) ただし、同人は昭和 50 年 6 月 14 日死亡 相続人は町山昭一である。	最後の住所 東京都墨田区京島三丁目 20番1号				
町山 昭一 (相続分 35436 分の 899)	東京都杉並区久我山三丁目 6番12号				
井山 光一 (持分 35436 分の 1854)	東京都杉並区久我山三丁目 6番16号				
吉永 淳 (持分 921336 分の 17275)	東京都杉並区久我山三丁目6番 13号	みずほ信用保証株式会社 代表取締役 荒明 治彦	東京都千代田区神田錦町三丁 目13番地	抵当権 平成 22 年 3 月 11 日受付 第 8342 号 債権額 金 3490 万円 共同担保 目録(み)第 7243 号	
吉永 康子 (持分 921336 分の 691)	東京都杉並区久我山三丁目6番 13号				

別記2

2/6

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
ミツ秀産業株式会社 清算人 不明 (持分 35436 分の 736)	不明 ただし、閉鎖商業登記簿上の住所 東京都北区上十条一丁目11番地	鹿島産業株式会社 代表取締役 不明	不明 ただし、土地登記簿上の住所 東京都千代田区神田和泉町1番地	根抵当権 昭和40年12月1日受付 第35164号 債権元本極度額 金700万円 共同担保 目録(あ)第4481号	
大橋 嘉郎 (持分 70872 分の 869)	東京都杉並区久我山三丁目5番 21号				
大橋 紀子 (持分 70872 分の 869)	東京都杉並区久我山三丁目5番 21号				
高岡 卯月 (持分 354360 分の 4852)	東京都杉並区久我山三丁目6番 10号				
高岡 修平 (持分 354360 分の 5841)	東京都杉並区久我山三丁目 14番11号				
ハワイ商事株式会社 代表取締役 石丸 則好 (持分 35436 分の 998)	岐阜県岐阜市長住町六丁目3番地				
上野 景子 (持分 70872 分の 1526)	東京都杉並区久我山三丁目 6番11号				
登記名義人 小島 富雄(登記簿上の持分 35436 分の 643)ただし、同人は平成25年 12月11日死亡法定相続人は小島綾子、 小島晶子、小島健一郎及び小島浩であ る。	最後の住所東京都杉並区久我山 三丁目5番17号				
小島 綾子 (法定相続分 70872 分の 643)	東京都杉並区久我山三丁目5番 17号				
小島 晶子 (法定相続分 212616 分の 643)	東京都杉並区久我山五丁目 33番5号				
小島 健一郎 (法定相続分 212616 分の 643)	東京都目黒区碑文谷一丁目 12番17号				
小島 浩 (法定相続分 212616 分の 643)	東京都目黒区五本木二丁目 15番10号				
久保田 一政 (持分 35436 分の 373)	東京都杉並区久我山三丁目5番 19号				
久保田 かおり (持分 35436 分の 170)	東京都杉並区久我山三丁目5番 19号				

別記2

3/6

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
久保田 政純 (持分 35436 分の 136)	東京都杉並区成田西一丁目 2番4号				
奥野 一郎 (持分 35436 分の 691)	東京都杉並区久我山三丁目 6番6号				
横原 英太郎 (持分 35436 分の 784)	東京都杉並区久我山三丁目 5番22号				
清田 正隆 (持分 35436 分の 766)	東京都杉並区久我山三丁目 5番18号				
平岡 豊毅 (持分 35436 分の 549)	東京都千代田区外神田三丁目 6番2号 F11協和スクエア901号				
河合 レイ子 (持分 35436 分の 707)	東京都杉並区久我山三丁目 13番3号				
北 淑子 (持分 141744 分の 1770)	東京都杉並区久我山三丁目 5番22号				
北 幸造 (持分 141744 分の 295)	東京都板橋区成増四丁目 24番30号				
北 亮介 (持分 141744 分の 295)	埼玉県川越市寿町一丁目 2353番地2				
塩原 古次兵 (持分 35436 分の 933)	東京都杉並区久我山三丁目 5番16号	西京信用金庫 代表理事 横尾 岩男	東京都新宿区新宿四丁目 3番20号	根抵当権 平成11年10月25日受付 第46806号 極度額 金1000万円 共同担保 目録(な)第9553号	
佐藤 雅弘 (持分 35436 分の 716)	東京都杉並区久我山三丁目 6番6号	みずほ信用保証株式会社 代表取締役 虎明 治彦	東京都千代田区神田錦町三丁 目13番地	根抵当権 昭和62年1月23日受付 第2433号 極度額 金9130万円 共同担保 目録(て)第2719号  抵当権 平成2年6月15日受付 第24924号 債権額 金5150万円 共同担保 目録(に)第5336号	
早野 由香里 (持分 35436 分の 300)	東京都豊島区巢鴨三丁目 17番2-107号				
鈴木 浩樹 (持分 35436 分の 300)	東京都杉並区久我山三丁目 7番29号				

別記2

4/6

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
宮田 麻由美 (持分 35436 分の 300)	東京都板橋区加賀一丁目 11番1-110号 プライマージュ加賀				
原出 勇彦 (持分 35436 分の 370)	岐阜県岐阜市加納南陽町一丁目 13番地				
原田 幸子 (持分 35436 分の 370)	岐阜県岐阜市加納南陽町一丁目 13番地				
加藤 千恵子 (持分 212616 分の 10374)	東京都杉並区久我山三丁目 9番2号				
益井 英博 (持分 35436 分の 624)	京都府京都市左京区 下鴨狗子田町8番地				
益井 九美子 (持分 35436 分の 78)	東京都杉並区久我山三丁目 5番14号				
益井 英郎 (持分 35436 分の 78)	東京都渋谷区広尾三丁目 16番6-403号 オープンレジデンス広尾 I				
辻 幸夫 (持分 35436 分の 837)	東京都杉並区久我山三丁目 7番29号				
秦 カツ (持分 35436 分の 643)	東京都杉並区久我山三丁目 7番17号				
高田 哲夫 (持分 35436 分の 2017)	神奈川県川崎市麻生区方橋寺 一丁目11番27-701号				
加藤 元 (持分 35436 分の 257)	東京都杉並区久我山一丁目 1番8号				
酒井 吉郎 (持分 70872 分の 843)	東京都杉並区久我山三丁目 7番33号				
酒井 道子 (持分 70872 分の 843)	東京都杉並区久我山三丁目 7番33号				

別記2

5/6

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
丸尾 達也 (持分 35436 分の 604)	東京都杉並区久我山三丁目 7番31号	株式会社三菱東京UFJ銀行 代表取締役 平野 信行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	条件付根抵当権設定仮登記 平成7年6月1日受付 第19911号 債権額 金4487万円	
		千代田信用保証株式会社 代表清算人 右崎 大輔	東京都千代田区大手町一丁目 9番7号	抵当権 平成7年6月27日受付 第22701号 債権額 金3500万円 共同担保 目録(の)第5503号	
		あおぞら信託銀行株式会社 代表取締役 佐藤 淳	東京都千代田区九段南一丁目 3番1号	抵当権譲渡 平成23年6月30日受付 第22630号 債権額 金1666万277円	
栗原 敏尚 (持分 35436 分の 605)	東京都杉並区久我山三丁目 7番31号				
栗原 裕子 (持分 35436 分の 101)	東京都杉並区久我山三丁目 7番31号				
後藤 順一 (持分 35436 分の 833)	東京都武蔵野市境南町五丁目 3番26号				
北島 光江 (持分 354360 分の 4020)	東京都杉並区久我山三丁目 5番20号				
竹本 悠 (持分 35436 分の 643)	東京都世田谷区松原二丁目 13番6号	みずほ信用保証株式会社 代表取締役 荒明 治彦	東京都千代田区神田錦町 三丁目13番地	(あ) 抵当権 平成25年7月19日受付 第27920号 債権額 金1291万円 共同担保 目録(イ)第9908号	
				(い) 抵当権 平成25年7月19日受付 第27920号 債権額 金1291万円 共同担保 目録(ロ)第9909号	
小林 雄高 (持分 35436 分の 402)	東京都杉並区久我山三丁目 5番21号	住信保証株式会社 代表取締役 中江 陽一	東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成18年9月25日受付 第36588号 債権額 金4300万円 共同担保 目録(ホ)第724号	
秋元 宏 (持分 70872 分の 1263)	東京都杉並区久我山三丁目 6番4号				
秋元 節子 (持分 70872 分の 1263)	東京都杉並区久我山三丁目 6番4号				
中野 哲 (持分 35436 分の 334)	東京都世田谷区松原六丁目 9番14号	SMBC信用保証株式会社 代表取締役 芦辺 真幸	東京都港区六本木六丁目 1番21号	抵当権 平成12年2月17日受付 第5499号 債権額 金7000万円 共同担保 目録(ハ)第9548号	

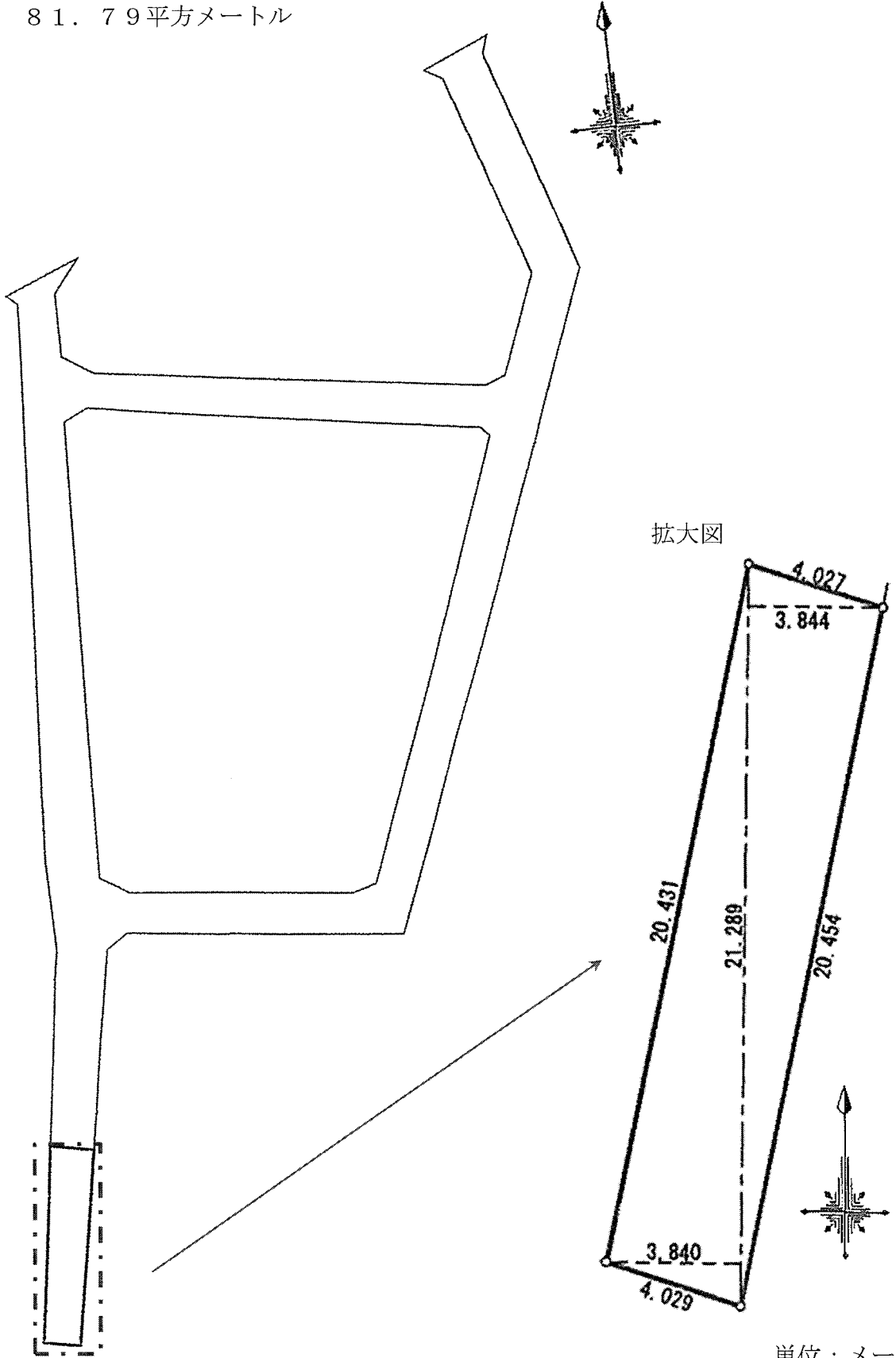
別記2

6/6

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人並びにその権利の種類及び内容			備考
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類及び内容	
坂上 守也 (持分 354360 分の 4203)	東京都杉並区久我山三丁目 5番13号	群馬信用保証株式会社 代表取締役 町田 修一	群馬県前橋市元総社町194番 地	抵当権 平成 23 年 10 月 27 日受付 第 37824 号 債権額 金 4220 万円 共同担保 目録(む)第 5480 号	
坂上 緑 (持分 354360 分の 467)	東京都杉並区久我山三丁目 5番13号	株式会社群馬銀行 代表取締役 齋藤 一雄	群馬県前橋市元総社町194番 地	抵当権 平成 23 年 10 月 31 日受付 第 38623 号 債権額 金 4350 万円 共同担保 目録(む)第 1303 号	
高岡 一平 (持分 354360 分の 467)	東京都杉並区久我山三丁目 5番12号				
矢口 光一 (持分 35436 分の 691)	東京都杉並区久我山三丁目 6番13号	西武信用金庫 代表理事 落合 寛司	東京都中野区中野二丁目 29番10号	抵当権 平成 15 年 3 月 24 日受付 第 10214 号 債権額 金 4000 万円 共同担保 目録(ふ)第 8920 号	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
東京都杉並区久我山三丁目661番1のうち  
81.79平方メートル



単位：メートル



正 誤

○平成二十七年十二月二十五日付雑報（東京都職員共済組合規則第三号）

ページ一段一行 誤 正

増刊93 四 上 一 二 及び第二十三条、第十八条第一項、第十九条の五第五項、別記第一号様式、第十号様式及び第十五号様式

○平成二十七年十二月二十五日付雑報（東京都職員共済組合規則第五号）

ページ一段一行 誤 正

増刊93 二〇 下 一 三 「当該個人」を「当該個人に」

「当該事業」を「当該事業に」

○平成二十八年二月三日付東京都告示第百二十八号

ページ一段一行 誤 正

一 下 九 港区六本木三丁目二番 港区六本木三丁目二番一号

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 七〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001